

金融商品会計と公正価値

上 野 清 貴

Abstract

This paper explains the fair value concept, the informational usefulness of fair value, and the accounting characteristics and functions of fair value changes on the financial instruments accounting. The conclusions are the followings; (1) the general concept of fair value is the present value and the current entry value and exit value are special concepts, (2) such a fair value has all qualitative characteristics that make the information provided in financial statements useful to users, therefore, the information of fair value is useful to users, (3) the changes of fair value are income in essence and the characteristic is the economic income that maintains the earning power of the financial instruments, and (4) the functions of fair value income are to help the decision makings and evaluate the performance of management. Of these conclusions, the most important thing is that the essence of fair value concept is the present value. These conclusions are applicable to the general accounting theory as well as financial instruments accounting. Therefore, this paper is an introduction of the overall fair value accounting and the general accounting theory.

Key words: financial instruments, fair value, present value, economic income

I はじめに

近年、世界の経済基盤は、実物経済から金融経済へ、さらには無形（知的）資産経済へと大きく移行しつつあり、金融商品および無形資産が社会的に見ても企業の見ても重要な地位を占めつつある。

この状況およびそれらに共通する評価尺度について、武田教授は次のように指摘している。20世紀企業モデルは、機械設備等の生産手段を中心とした企業体（すなわち、有形固定資産を生産準備手段とした物的諸資源の集合としての企業体、つまり製造業）であった。しかし、21世紀型企業モデルでは、情報技術（IT）の発達とともに、デリバティブ等の金融資産や技術・ノウハウ・特許といった無形資産が企業の価値創造のリソースとして重視されるようになり、それが企業モデルとしての投資評価のメジャーとなる。これら有形財と金融財と無形財との3者間の共振関係の上に成立する企業体に共通する評価尺度が、公正価値だという認識である〔武田，2001，6頁〕。

このように、経済基盤の変化に伴って、金融商品会計および無形資産会計が現代の会計において重要となりつつあるが、これらのうち、本稿では金融商品会計を取り扱うことにする。本稿の目的は、金融商品会計を理解するために、それが各国においてどのように規定されており、その評価尺度ないし評価基準である公正価値の真の意味は何であり、公正価値変動（評価差額）の会計的特質がどのようなものであるのかを解明することである。

これらの目的を達成するために、本稿ではまず、米国財務会計基準審議会（FASB）、国際会計基準委員会（IASC、現在の国際会計基準審議会（IASB））およびわが国の企業会計審議会で規定されている金融商品会計基準を取り上げる。その場合、それぞれの基準における金融商品の定義をまず明らかにし、次に金融商品のうち、主として有価証券および金融派生商品（デリバティブ）の会計処理を、公正価値を中心として説明する。

次に、金融商品会計の最も進んだ形態として、ジョイント・ワーキング・

グループ（JWG）の提唱した公開草案を解説し、金融商品会計の理念型を理解する。

これらを踏まえて、金融商品会計の評価基準である公正価値の真の意味を解明し、さらに、公正価値の情動的有用性および公正価値変動（評価差額）の会計的特質と機能を明らかにする。そして最後に、かかる公正価値概念等が、金融商品会計のみならず、会計の一般的な原理となりうることを指摘していきたい。

Ⅱ 各国の金融商品会計基準

本節では、金融商品会計を理解するために、米国財務会計基準審議会（FASB）、国際会計基準委員会（IASC）およびわが国の企業会計審議会で規定されている金融商品会計基準を解説する。上述したように、その場合、それぞれの基準における金融商品の定義をまず明らかにし、次に金融商品のうち、主として有価証券およびデリバティブの会計処理を説明する。これらが金融商品会計の中心となると思われるからである。

1 FASB

FASBでは、金融商品は、現金、ある実体における持分証書、または次の双方を満たす契約と定義される [SFAS107, 1991, par. 3]。

(1) 一方の実体に、①現金または他の金融商品を他方の実体に引き渡し、または②潜在的に不利な条件で他の金融商品を他方の実体と交換する、契約による義務を課すこと

(2) 当該他方の実体に、①現金または他の金融商品を一方の実体から受け取り、または②潜在的に有利な条件で他の金融商品を一方の実体と交換する、契約による権利を交付すること

この定義は抽象的で分かりにくいだが、具体的には、後述するわが国の金融商品会計基準において規定されている次のような項目が含まれると解され

る。

- (1) 現金預金
- (2) 受取手形，売掛金，貸付金等の金銭債権および支払手形，買掛金，借入金等の金銭債務
- (3) 株式，公社債等の有価証券
- (4) デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務等

ここで，デリバティブ取引とは具体的に先物取引，先渡取引，オプション取引，スワップ取引等であるが，FASBはこのデリバティブも抽象的に定義しており，それは，次の3つの特徴をすべて有する金融商品または他の契約をいうとしている [SFAS133,1998,par.6]。

- (1) ①1つ以上の基礎値 (underlyings)，および②1つ以上の想定量 (notional amounts) もしくは支払条項 (payment provisions) またはその双方を有する。これらの条件は，決済の金額を決定し，場合によっては，決済を要求するか否かを決定する¹⁾。
- (2) 当初に純投資を要求しないか，または市場の要因の変動に対し同様の反応をすると予想されるような他の形態の契約について必要とされる金額に比べて，当初の純投資が少額である。
- (3) その条件は，純額決済を要求または容認し，契約外の方法により容易に純額決済をすることができ，または受取人を実質的に純額決済と異ならないような地位におく資産の引渡しを規定している。

このようにして定義された金融商品のうち，有価証券は次のように分類され，会計処理される [SFAS115,1993,pars.7,12,13]。

- (1) 当該企業が満期まで保有する積極的な意思および能力をもつ負債証券は，「満期保有目的有価証券」として分類し，償却原価で報告する。
- (2) 主として近い将来に売却することを目的として購入し，保有する負債証券および持分証券は，「売買目的有価証券」として分類し，公正価値で報告するとともに，未実現損益は当期の損益に計上する。

(3) 満期保有目的有価証券および売買目的有価証券のいずれにも分類されない負債証券および持分証券は、「売却可能有価証券」として分類し、公正価値で報告するとともに、未実現損益は損益から除外し、株主持分の独立項目として報告する。

また、デリバティブはすべて公正価値で測定され、そこにおいて生じる利得または損失は、即時に損益として認識される [SFAS, 133, 1998, pars. 17-18]。

いま、以上のことを一表にまとめると、表1のようになる。なお、売却可能有価証券における評価差額の処理はその後、包括利益計算書において「その他の包括利益」の区分に計上されることになった [SFAS130, 1997, par. 5]²⁾。

表1 有価証券およびデリバティブの会計処理 (FASB)

種 類	評 価 基 準	評価差額の処理
満期保有目的有価証券	償却原価	
売買目的有価証券	公正価値	当期の損益
売却可能有価証券	公正価値	その他の包括利益
デリバティブ	公正価値	当期の損益

このように、FASBは、ほとんどの金融商品の評価基準として公正価値を適用しているが、それは、公正価値が原価による測定よりも目的に適合し、かつ理解できる情報を提供すると考えているからである。すなわち、公正価値は、金融商品に関する過去の取引の価格ではなく、現在の現金相当額を反映するため、企業の流動性または支払能力を評価するためには、公正価値が原価よりも財務諸表利用者の目的に適合しているのである。

また、公正価値の評価差額の処理として、FASBは、売買目的有価証券に関する公正価値の未実現の変動を損益に計上すべきであるとしている。その理由は、公正価値の未実現の変動を損益に含めると、各報告期間において、

これらの期間に発生する経済事象による影響を認識することによって、有価証券を保有する期間にわたり異なる株主集団間に、株主持分の結果および変動について、より公平な報告が提供されるからである。これは、デリバティブについても同じである。

しかしながら、売却可能有価証券に関する公正価値の未実現の変動について、同様の報告を行うと利益に対して重要な変動を生ぜしめる可能性があり、企業の経営方法と経済事象が企業全体に及ぼす影響を的確に表さない可能性がある。それゆえ、FASBは、これらの変動を純利益から除外し、その他の包括利益に含めるべきであると決定したのである。

それでは、金融商品会計において最も重要な評価基準である公正価値は、FASBにおいてどのように定義されているのであろうか。これを改めて見ていくことにしよう。FASBによれば、公正価値とは、自発的な当事者間、すなわち強制または換金売却以外の当座の取引によって資産（もしくは負債）を買い（もしくは負い）または売る（もしくは決済する）ことのできる金額である [SFAS133, 1998, par. 540]。

活発な公表市場価格が公正価値の最良の証拠であり、それが利用できる場合には、測定的基础として使用しなければならない。公表市場価格が利用できる場合には、公正価値は、市場価格に売買単位数を乗じた積である。

公表市場価格が入手できない場合には、その状況のもとで利用できる最良の情報に基づいて公正価値を見積もらなければならない。公正価値の見積りに当たっては、類似資産および類似負債の価格、ならびにその状況のもとで利用できる範囲で評価技法の結果を考慮しなければならない。評価技法の例としては、関連リスクに相応する割引率を使用した予想される将来のキャッシュ・フロー見積額の現在価値、オプション価格形成モデル、行列価格形成、オプション修正スプレッド・モデルおよび基本分析がある。

資産および負債の測定に関する評価技法は、公正価値測定の目的と一致しなければならない。当該技法には、利率、債務不履行、期限前返済および

ボラティリティに関する仮定を含む、価値、将来の収益および将来の費用の見積りに、市場参加者が使用するであろう仮定を組み込まなければならない。また、公正価値の見積りに使用する場合の予想される将来のキャッシュ・フロー見積額は、合理的に立証できる仮定および予測に基づく最良の見積りでなければならない。予想される将来のキャッシュ・フローを見積もるに当たっては、利用できるすべての証拠を検討しなければならない。

2 IASC

IASCでは、金融商品は、一方の企業にとっての金融資産と他方の企業にとっての金融負債または持分金融商品の双方を生ぜしめるあらゆる契約と定義される [IAS32, 1998, par. 5]。

そしてこの場合、金融資産とは、次のあらゆる資産をいうとされる。

- (1) 現金
- (2) 他の企業から現金もしくは他の金融商品を受け取ることができる契約上の権利
- (3) 金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利
- (4) 他の企業の持分金融商品

また、金融負債とは、以下のような契約上の義務を負うあらゆる負債をいうとされる。

- (1) 他の企業に現金もしくは他の金融資産を引き渡す義務
- (2) 金融商品を、潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務

このような金融商品には、具体的に、受取債権、支払債務および持分証券のような基本的な金融商品と、金融オプション、先物および先渡、金利スワップおよび通貨スワップのようなデリバティブが含まれる。ここで、デリバティブとは、次のような金融商品をいうとされる [IAS39, 2000, par. 10]。

- (1) その価値が、特定された金利、証券価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格もしくはレートの指数、信用格付けまたは信用指数もし

くは類似の変数（基礎値）の変動に応じて変動し、

- (2) 当初の純投資をまったく要しないか、または市場の状況の変動に類似の反応をする他の種類の契約に比較してほとんど当初の純投資を要さず、
- (3) 将来のある日に決済されるもの

このようにして定義された金融商品は、4つの範疇に分類される。それは、

- (1) 売買目的で保有する金融資産または金融負債、(2) 満期保有投資、(3) 企業により生み出された貸付金および債権、および(4) 売却可能金融資産である。これらは以下のように定義される [IAS39, 2000, par. 10]。

- (1) 売買目的で保有する金融資産または金融負債とは、主として価格または取引マージンの短期変動から利益を稼得することを目的として取得または引き受ける金融資産または金融負債をいう。金融資産は、取得理由にかかわらず、短期的な利益獲得を行っているという最近の実績があるポートフォリオの一部に含まれていれば、売買目的で保有するものとして分類しなければならない。デリバティブ資産およびデリバティブ負債は、それらがヘッジ手段として指定され、かつ有効であるものを除き、常に売買目的で保有されるものとみなされる。
- (2) 満期保有投資とは、固定されているかまたは決定可能な金額の支払と固定された満期を有する金融資産で、企業がそれを満期まで保有する明確な意図と能力を有するものであり、企業により生み出された貸付金および債権以外のものをいう。
- (3) 企業により生み出された貸付金および債権とは、金銭、財貨またはサービスを直接債務者に提供することによって、企業が生み出す金融資産をいう。ただし、売買目的で保有するものとして分類されるべき、直ちにまたは短期間に売却する意図をもって生み出されたものを除く。
- (4) 売却可能金融資産とは、①企業により生み出された貸付金および債権、②満期保有投資、または③売買目的で保有する金融資産のいずれでもな

い金融資産をいう。

これらの金融資産および金融負債の測定は、当初測定と当初認識後の測定に分けられる。そして、前者に関して、金融資産または金融負債が当初認識される時点で、それを原価、すなわち支払った対価の公正価値（資産の場合）または受け取った対価の公正価値（負債の場合）で測定しなければならない [IAS39,2000,par.66]。

当初認識後、資産であるデリバティブを含む金融資産を、公正価値で測定しなければならない。ただし、次の金融資産で、固定した満期を有するものは、実効金利法を用いた償却原価法で測定され、固定した満期を有しないものは、原価で測定される [IAS39,2000,par.69,73]。

- (1) 企業により生み出された貸付金および債権で、売買目的で保有していないもの
- (2) 満期保有投資
- (3) 活発な市場における公表市場価格を有さず、かつその公正価値を信頼性をもって測定できない金融資産

また、金融負債に関して、当初認識後、売買目的で保有する負債および負債であるデリバティブを除くすべての金融負債は、償却原価により測定しなければならない。当初認識後、売買目的で保有する負債および負債であるデリバティブは、公正価値で測定しなければならない。ただし、公表価格のない持分金融商品に結合され、またはその引渡しにより決済されるデリバティブで、その公正価値が信頼性をもって測定できないものは、原価により測定される [IAS39,2000,par.93]。

金融資産または金融負債の公正価値の変動によって認識された利得および損失は、次のように報告しなければならない [IAS39,2000,par.103]。

- (1) 売買目的で保有する金融資産または金融負債に関する利得または損失は、発生した期間の純損益に含める。（これに関し、デリバティブはヘッジ手段として指定されていない限り、売買目的で保有するとみなされ

る。)

(2) 売却可能金融資産による利得または損失は、次のいずれかの方法で処理する。

- ① 発生した期の純損益に含める
- ② 持分変動計算書を通して直接資本の部で認識し、当該金融資産が売却、回収、その他の方法により処分されるか、当該金融資産が減損していると判断されたときには、過去に資本の部で認識された累積利得または損失を、当該事象が発生した期の純損益に含める。

また、償却原価により計上されている金融資産および金融負債については、償却計算を通じてとともに、金融資産または金融負債の認識を中止したときまたは減損したときに、利得または損失が当期純損益として認識される [IAS39, 2000, par. 108]。

いま、以上のことを一表にまとめると、表2のようになる。

表2 金融商品の会計処理 (IASC)

種 類	評 価 基 準	評価差額の処理
売買目的で保有する金融資産または金融負債	公正価値	当期の損益
満期保有投資	償却原価または原価	償却計算を通じて損益認識
企業により生み出された貸付金および債権	償却原価または原価	償却計算を通じて損益認識
売却可能金融資産	公正価値	① 当期の損益 または ② 資本の部に直接計上
売買目的で保有する負債以外の金融負債	償却原価または原価	償却計算を通じて損益認識

このように、売買目的で保有する金融資産または金融負債および売却可能金融資産において、評価基準として公正価値を用いているが、これは、公正

価値が様々な面で有用であるからである。IASCによれば、公正価値の情報は、企業の全体的な財政状態を判断する際に、また個々の金融商品に関する意思決定を行う際に、事業目的のために広く用いられている。それはまた、財務諸表利用者によって行われる多くの意思決定にも関連している。なぜならば、多くの状況において、それは金融商品に関連する予想される将来キャッシュ・フローの現在価値に関する金融市場の判断を反映しているからである。

公正価値の情報によって、金融商品の目的およびいつ誰にそれらが発行または所有されたかにかかわらず、実質的に類似した経済的特徴を有する金融商品の比較が可能となる。公正価値は、企業の経営者の職務を評価する中立的な基準を提供する。それは、金融資産を購入、売却もしくは所有するか、または金融負債を負担、維持もしくは償還するか意思決定の影響を明らかにすることによってなされる [IAS32, 1998, par. 78]。

IASCの大きな特徴は、売却可能金融資産の公正価値による評価差額の処理に関して、当期の損益に計上する方法と資本の部に直接計上する方法との選択適用を認めていることである。これは、売却可能金融資産の評価差額は本来損益であるが、FASBにおけるように、これを損益とすると企業の業績に重大な影響を及ぼす可能性があるため、純損益から除外し、資本の部に直接計上することを選択肢として認めたものと解される。

以上によって明らかのように、IASCにおいても公正価値が非常に重要な評価基準となる。そこで、ここで改めて、公正価値の定義について見てみよう。IASCでは、公正価値とは、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引により資産が交換され、または負債が決済される価額をいう、と定義されている [IAS32, 1998, par. 5]。

活発な市場において公表された価格相場の存在は、通常、公正価値の最良の証拠である。保有資産または発行予定負債の適切な公表市場価格は、通常、現在の買値であり、取得予定資産または発行済負債については、現在の売値

である。現在の買値および売値が入手不能な場合には、取得日と報告日との間の経済環境に重要な変化がない限り、直近の取得価格が現在の公正価値の証拠を提供することになる。企業がマッチングした資産と負債のポジションを有している場合には、公正価値を設定する基礎として、市場の仲値を用いることが適切な場合もある [IAS39, 2000, par. 99]。

ある金融商品の市場が活発な市場でない場合には、公正価値の信頼できる測定値まで公表市場価格を修正しなければならない。市場にわずかな取引しかない場合には、市場は十分に確立されておらず（例えばいくつかの「店頭」市場）、または評価が必要な金融商品の取引単位と比較して少量しか取引されていない場合には、公表市場価格はその商品の公正価値を表すものではないかもしれない。取引数量が相対的に少ない場合でも、大きな取引単位での価格相場をその商品の値付け業者から入手できるかもしれない。

他の場合には、公表市場価格は入手不能である場合と同様に、十分信頼性のある公正価値を決定するために見積手法を用いることができる。金融市場で確立された手法には、実質的に同じである他の金融商品に関する現在の市場価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析、およびオプション価格形成モデルを含む。割引キャッシュ・フロー分析を適用するに当たっては、企業は、債務者の信用力、契約金利が固定されている残存期間および元本返済までの残存期間、ならびに支払いを行うべき通貨を含め、実質的に同一の条件ならびに特徴を有する金融商品の実勢金利に等しい割引率を用いる [IAS39, 2000, par. 100]。

3 企業会計審議会

企業会計審議会では、FASB や IASC のように金融商品を一般的かつ抽象的に定義するのではなく、具体的に金融資産および金融負債の範囲を規定している。これは、金融資産と金融負債の適用範囲をはじめから明確化する趣旨であり、デリバティブ取引をも含め、金融資産および金融負債を総称して、

金融商品ということになる。

企業会計審議会では、金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金および貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券および公社債等の有価証券、ならびに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引により生じる正味の債権等をいう。また、金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金および社債等の金銭債務、ならびにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう〔企業会計審議会、1999、第一、一〕。

これらを要約すると、表3のようになる。

表3 金融資産および金融負債の範囲（企業会計審議会）

金 融 資 産	金 融 負 債
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金預金 ・ 金銭債権(受取手形, 売掛金, 貸付金等) ・ 有価証券(株式, 公社債等) ・ デリバティブ取引(先物取引, 先渡取引, オプション取引, スワップ取引等)により生じる正味の債権等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭債務(支払手形, 買掛金, 借入金, 社債等) ・ デリバティブ取引により生じる正味の債務等

これらの金融資産および金融負債の評価基準に関して、企業会計審議会は基本的に以下のように考えている。まず、金融資産については、一般的には、市場が存在する等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、当該価額により換金・決済等を行うことが可能である。このような金融資産については、次のことが必要である。

- (1) 金融資産の多様化、価格変動リスクの増大、取引の国際化等の状況のもとで、投資者が自己責任に基づいて投資判断を行うために、金融資産の時価評価を導入して企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供することが必要である。

- (2) 金融資産に係る取引の実態を反映させる会計処理は、企業の側においても、取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底および財務活動の成果の的確な把握のために必要である。
- (3) わが国企業の国際的な事業活動の進展、国際市場での資金調達および海外投資者のわが国証券市場での投資の活発化という状況のもとで、財務諸表等の企業情報は、国際的視点からの同質性や比較可能性が強く求められている。また、デリバティブ取引等の金融取引の国際的レベルでの活発化を促すためにも、金融商品に係るわが国の会計基準の国際的調和化が重要な課題となっている。

また、金融資産の時価情報の開示は、時価情報の注記によって満足されるというものではない。したがって、客観的な時価の測定可能性が認められないものを除き、時価による自由な換金・決済等が可能な金融資産については、投資情報としても、企業の財務認識としても、さらに、国際的調和化の観点からも、これを時価評価し、適切に財務諸表に反映することが必要であると考えられる。

しかし、金融資産の属性および保有目的にかんがみ、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や、直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合が考えられる。このような保有目的等をまったく考慮せずに時価評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態および経営成績を適切に反映させることにならないことから、時価評価を基本としつつ保有目的に応じた処理方法を定めることが適当である。

一方、金融負債は、借入金のように一般的に市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、債務額を貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないことが適当である。

このような基本的考え方に基づき、有価証券は、保有目的に応じて、(1)

売買目的有価証券、(2)満期保有目的の債券、(3)子会社株式および関連会社株式、および(4)その他有価証券の4つに分類され、以下のように定義され、処理される〔企業会計審議会,1999,第三,二〕。

- (1) 売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券であり、これは時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。
- (2) 満期保有目的の債券とは、満期まで所有する意図をもって保有する社債、その他の債券であり、これは取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。
- (3) 子会社株式および関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- (4) その他有価証券とは、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券であり、これは時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。
 - ① 評価差額の合計額を資本の部に計上する。
 - ② 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。なお、前者の方法を全部資本直入法といい、後者の方法を部分資本直入法という。

また、デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として当期の損益として処理する〔企業会計審議会,1999,第三,四〕。

いま、以上のことを一表にまとめると、表4のようになる。

表4 有価証券およびデリバティブの会計処理（企業会計審議会）

種 類	評 価 基 準	評価差額の処理
売買目的有価証券	時価	当期の損益
満期保有目的の債券	取得原価または 償却原価法	
子会社株式・関連会社株式	取得原価	
その他有価証券	時価	・ 評価差額の合計額を資本直入 ・ 銘柄ごとに評価益を資本直入し、 評価損を当期の損失として計上 ・ 洗い替え方式
デリバティブ	時価	当期の損益

企業会計審議会は、これらの会計処理を以下のように理由づけている。まず、売買目的有価証券については、投資者にとっての有用な情報および企業にとっての財務活動の成果は、有価証券の期末時点での時価に求められると考えられる。したがって、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。また、売買目的有価証券は、売却することについて事業遂行上等の制約がないものと認められることから、その評価差額は当期の損益として処理している。

満期保有目的の債券については、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息および元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とするとしている。

子会社株式および関連会社株式に関して、まず子会社株式については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方に基き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした。また、関連会

社株式については、他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であることから、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であり、取得原価をもって貸借対照表価額とするとしている。

その他有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等から市場動向によっては売却を想定している有価証券まで多様な性格を有しており、一義的にその属性を定めることは困難と考えられる。このようなその他有価証券については、個々の保有目的に応じてその性格づけをさらに細分化してそれぞれの会計処理を定める方法も考えられる。しかしながら、その多様な性格にかんがみ、保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であるとともに、保有目的等自体も多義的であり、かつ変遷していく面があること等から、売買目的有価証券と子会社株式および関連会社株式との中間的な性格を有するものとして一括して捉えることが適当である。

公正価値の一括処理方法として、企業会計審議会は、前述の評価基準に関する基本的考え方に基づき、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。そして、その場合の評価差額の取扱いに関して、基本的に次のように考えている。すなわち、その他有価証券の時価の変動は投資者にとって有用な投資情報であるが、その他有価証券については、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことには制約を伴う要素もあり、評価差額を直ちに当期の損益として処理することは適切ではない。

また、国際的な動向を見ても、その他有価証券に類するものの評価差額については、当期の損益として処理することなく、資本の部に直接計上する方法や包括利益を通じて資本の部に計上する方法が採用されている。これらの点を考慮して、原則として、その他有価証券の評価差額を当期の損益として処理することなく、資本の部において他の剰余金と区分して記載する方法を採用した。

しかし、この考え方に基づくと、その他有価証券のうち時価評価を行った

ものの評価差額は、当期の損益として処理されないことになる。他方、企業会計上、保守主義の観点から、これまで低価法に基づく銘柄別の評価差額の損益計算書への計上が認められてきた。このような考え方を考慮し、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る評価差額は損益計算書に計上する方法によることもできることとしたのである。

デリバティブ取引は、取引により生じる正味の債権または債務の時価の変動により、保有者が利益を得、または損失をこうむるものであり、投資者および企業双方にとって意義を有する価値は当該正味の債権または債務の時価に求められると考えられる。したがって、デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務については、時価をもって貸借対照表価額とすることとした。また、デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務の時価の変動は、企業にとって財務活動の成果であると考えられることから、その評価差額は当期の損益として処理するとしている。

最後に、企業会計審議会の金融商品会計において、重要な評価基準である時価について見ていくことにしよう。ここでは、時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取得原価、気配または指数その他の相場である市場価格に基づく価額をいうとされている。そして、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とするとしている〔企業会計審議会,1999,第一,二〕。企業会計審議会は時価に関してこれ以上言明していないが、これは、FASB および IASC における公正価値と同じ概念であると解される。

Ⅲ JWG の金融商品会計

前節において、FASB, IASC および企業会計審議会における金融商品会計基準を見てきた。そこにおいて明らかなように、これらの会計基準では、金融商品、とりわけ有価証券の保有目的によって評価基準が異なり、評価差額

の処理が異なっている。すなわち、現行における各国の金融商品会計基準は統一的な評価基準に則っておらず、統一的な会計処理を行っていない。評価基準として公正価値（時価）または原価が採用され、評価差額の処理として当期の損益として計上する場合と、その他の包括利益または資本の部に直接計上する場合があります、これらはいわば混合的な会計処理である。

このような会計処理では、金融商品の保有目的によって会計処理が異なるので、恣意性が介入する可能性があり、また、そこにおける利益概念が統一的に説明できない恐れがある。かかる金融商品会計の問題を解決するために、最近、ジョイント・ワーキング・グループ（JWG）において、統一的な金融商品会計を目指した公開草案が提唱された。本公開草案は、金融商品会計の最も進んだ形態であり、理念型ともいふべきものである。金融商品会計の本質を理解するために、それがどういうものであるのかを、本節で考察することにしよう。

1 金融商品の測定

JWGは、金融商品とは、次のうちいずれかをいうと定義している [JWG, 2000, par.7]。

- (1) 現金
- (2) 持分金融商品（すべての負債を控除した後の企業の資産に対する残余持分を表す金融商品）
- (3) 一方の当事者が他方の当事者へ金融商品を引き渡す契約上の義務、およびそれに対応する他方の当事者が義務からの解放以外の対価なしに当該金融商品を受け取る契約上の権利
- (4) 一方の当事者が他方の当事者と金融商品を交換する契約上の義務、および他方の当事者が一方の当事者と金融商品の交換を要求する契約上の権利

JWGによれば、企業は、かかる金融商品を当初認識時に公正価値で測定

し、それ以降の各測定日においても公正価値で測定しなければならない [JWG, 2000, par. 69]。すなわち、金融商品はすべて公正価値で測定しなければならないが、FASB や IASC におけるように、取得原価や償却原価で測定してはならないのである。

そしてその場合、公正価値とは、企業が、通常の営業上の考慮を動機として行われる独立第三者間取引で、測定日において資産を売却したとすれば受け取ったであろう価格、または負債から解放されたとすれば支払ったであろう価格の見積額であると定義される [JWG, 2000, par. 70]。

したがって、金融商品の公正価値は売却時価 (market exit price) の見積額であり、それは、取引により最大の便益または最小の犠牲を達成しようとする目的を有する独立の企業間の相互作用で決定されるものである。すなわち、公正価値は、無関係の市場参加者が、測定日における市場状況のもとで、日常の取引において支払うかまたは受け取るであろう価格である [JWG, 2000, par. 71]。FASB および IASC における公正価値概念には、売却時価のほかに購入時価も含まれていたのに対して、JWG の公正価値概念は売却時価のみであることに注意する必要がある。

JWG が公正価値の適切な評価基準として売却時価を採用した理由は、次のようである。すなわち、資産はそれから流入すると期待される経済的便益の観点から定義されており、金融資産の売却時価は公正価値の定義と整合している。それは、当該日において当該資産から企業に流入すると期待される便益の価値に対する市場の見積りだからである。同様に、負債は将来において企業の資源の流出を求められると予想される現在の義務として定義されている。金融負債の売却時価は、企業が当該負債から解放されるために犠牲にしなければならない将来の資源の現在価値に対する市場の見積りである [JWG, 2000, par. 4.2]。

かかる公正価値は以下のように具体的に測定される。まず、下記のリストにおける売却時価の情報が入手可能な場合には、企業は金融商品の公正価値

について当該情報を基礎にしなければならない。下記のリストにおける複数の売却時価に関する情報が入手可能な場合には、企業はリストの筆頭に最も近い価格情報を使用しなければならない [JWG, 2000, par. 77]。

- (1) 測定日における同一の金融商品の売却時価
- (2) 測定日に十分近い日における同一の金融商品の売却時価で、市場価格の日付と測定日との間の時間の経過および市況の変化が公正価値に与える影響が実務的に見積もることができるもの
- (3) 測定日における類似した金融商品の売却時価
- (4) 測定日に十分近い日における類似した金融商品の売却時価で、市場価格の日付と測定日との間の時間の経過および市況の変化が公正価値に与える影響が実務的に見積もることができるもの

同一または類似商品の観察可能な売却時価を利用して公正価値を見積もることができない場合には、企業は、市場参加者が価格決定の際に考慮するであろう要因を織り込んだ評価技法を用いて公正価値を見積もらなければならない [JWG, 2000, par. 104]。

評価技法を利用して公正価値で金融商品を測定する目的は、当該商品の売却時価を見積もることである。金融資産を測定する技法は、測定日において存在した市況のもとで価格が付けられた秩序ある取引において企業が金融資産を売却していれば、受け取っていたであろう金額を見積もる。金融負債を測定する技法は、当該企業の金融負債を引き受けてもらうために、信用格付けが同一である第三者に当該企業が支払ったであろう金額、または通常の事業上の考慮を動機として行われた独立第三者間の交換において企業自身の負債を買い戻すために当該企業が支払っていたであろう金額を見積もる。

測定される商品の価格決定について市場参加者が一般に利用していて、売却時価の信頼性ある見積りを提供すると実証されている評価技法がある場合には、企業はその技法を利用しなければならない。市場参加者が価格決定のために一般に利用する技法が存在しない場合には、企業は独自の技法を開発

しなければならない。すべての評価技法は、測定されている種類の金融商品の算定価格について広く認められた経済的方法論と整合していなければならない。また実際の取引からの価格を用いて妥当性が検証されなければならない。

その場合、現在価値概念は、金融商品の公正価値を見積もるための技法開発の中心となっている。金融商品の売却時価は、予想キャッシュ・フローの現在価値に対する市場参加者の集団的な見積りを表すものだからである。その見積りは、将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性、ならびに市場参加者が不確実性を負担することに対して請求できる金額を反映している。

公正価値を見積もるための現在価値法は、一組の将来キャッシュ・フロー、それらのキャッシュ・フローの金額または時期の考えられる各種の可能性に関する予想を、予想キャッシュ・フローか割引率のいずれかまたは両者の何らかの組合せの中に組み込まなければならない。割引率を決定する際には、企業は、いくつかの仮定の影響が二重に計算されたり無視したりすることを防ぐため、予想キャッシュ・フローの見積りに利用した仮定と首尾一貫した仮定を利用しなければならない³⁾。

JWGは、金融商品を公正価値で測定することは、多くの重要な概念上の利点があると考えている。これらのうち、以下のものが特に重要であるとする [JWG, 2000, par. 1.8]。

- (1) 公正価値は、現在の経済情勢が金融商品に及ぼす影響に関する市場の評価を反映するものであり、公正価値の変動は、それらの経済情勢の変化が起きた時にその変化を反映する。これは、競争的で開放的な市場経済で決定された金融商品の公正価値は、測定日までに入手可能であったすべての情報を具体化しているという期待から導かれるものである。
- (2) その結果として、公正価値は予測に関して他の測定値よりも良好な基礎を提供する。金融商品の公正価値は、予想キャッシュ・フローを同等

のリスクに対する現在の市場収益率で割り引いた現在価値を表す。したがって、公正価値は、金融商品の公正価値がその市場金利で当該期間にわたって上昇するであろうという市場の予測を具体化したものである。その結果、投資者が金融商品の公正価値を知り、その重要な条件およびリスクに関する情報をもっていれば、その投資者は市場の予測を評価するための基本的な情報をもっていることになる。投資者は、そのあと、自らの修正を加えて市場の予測とは異なるかもしれない予測を行う。

(3) 公正価値は市場を基礎とした概念なので、次のことに影響を受けない。

- ① 資産または負債の取引履歴
- ② 資産を保有し、または負債を負っている特定の企業
- ③ 将来における資産または負債の利用

したがって、公正価値は、各期間を通じて同一企業内および企業間で首尾一貫した偏りのない測定値を表す。公正価値は予想将来キャッシュ・フローの現在価値の現時点での測定値なので、金融商品の公正価値は測定日がいつであっても比較可能で加算可能である。

(4) 公正価値は、資産の取得・売却または負債の発生・決済についての意思決定に加えて、資産を保有し続けたり、負債を負い続けたりするという経営者の意思決定の影響を反映する。

(5) すべての金融商品を公正価値で報告することは、金融商品に関する現行の原価と公正価値の混合会計の変則性を軽減することになる。

2 公正価値の変動

このような理由で、JWGはすべての金融商品を公正価値で測定するのであるが、さらに、JWGによれば、金融商品の公正価値の変動は、すべて発生した期間の損益として認識しなければならない。これを理由づけるために、JWGは公正価値利益の有用性の評価に関する観点を次のように4つ挙げている。

- (1) 公正価値による利益の経済的な属性
- (2) 利益の原因事象が発生した期間に利益を認識することの因果関係
- (3) 将来における企業の現金生成能力の予測
- (4) 委託された資源に対する経営者の受託責任および説明責任

そして、これらの観点に基づいて、JWGは金融商品の公正価値の変動をすべて当期の損益として認識することの妥当性を以下のように説明している[JWG, 2000, pars. 6.3-6.13]。

- (1) 公正価値による利益の経済的な属性に関して、元来、利益の経済上の概念は、企業資本の維持を基礎としている。具体的には、利益は「企業が資本を維持しながら所有者に分配できる金額で、持分所有者による出資および引出を調整した後のもの」として定義される。会計の概念フレームワークは、これが利益決定の目的でなければならないことを一般に認めている。

資本市場の観点からは、金融商品の公正価値の増加は、現時点の企業の収益率を稼得するために金融資産に投資されている資本の価値を維持しながら所有者に分配できる金額を表しているという重要な意味で、利益であるといえる。いいかえれば、公正価値ベースにおいて資本は、相応するリスクが調整された現時点で入手可能な市場資本利子率で割り引かれた資産から生じると市場が予測する将来キャッシュ・フローの現在価値によって保持される。

- (2) 利益発生のカausal関係に関して、取得原価ではなく公正価値をベースとして利益を認識することの実際上の結果は、事象が発生した時に当該事象が公正価値に与える影響が反映されるということである。経済状況の変化を、それがたまたま実現した時ではなく、発生した時に損益計算書への影響を認識することにより、経済的原因（例えば、市場金利の変動）および損益計算書への影響を分析することが可能になる。
- (3) 将来における現金生成能力の予測に関して、財務会計情報の基本的な

目的は、企業の将来における利益獲得能力およびキャッシュ・フロー生成能力の評価に役立つことである。前述したように、金融商品の公正価値は、予想キャッシュ・フローを同等のリスクに対する現在の市場収益率で割り引いた現在価値を表す。したがって、公正価値および公正価値の変動を知るということは、市場の予測を評価するための基本的な情報をもつことになり、将来における現金生成能力の予測を可能にすることになる。

- (4) 経営者の受託責任および説明責任に関して、損益を発生時に利益として認識することは、経営者の業績の説明責任と評価を容易にする。こうした損益を、後で実現させた別の経営者に帰属させるのではなく、発生時の経営者に帰属させるからである。公正価値による利益は、金融資産および金融負債を保有し引き受けるという意思決定の損益計算書への影響について、経営者に責任をもたせることになる。

Ⅳ 公正価値

これまで、FASB, IASC, 企業会計審議会およびJWGの金融商品会計基準を考察し、それらの会計基準において、公正価値が非常に重要な評価基準であることが明らかとなった。すなわち、前三者においては、売買目的で保有する金融商品および売却可能な金融商品は公正価値で測定され、JWGにいたってはすべての金融商品が公正価値で評価される。

このように、公正価値は非常に重要な概念であるが、これまでの各金融商品会計基準の考察において明らかのように、公正価値概念は売却時価、購入時価および現在価値を含んだ複合概念であり、公正価値の一般概念は必ずしも明らかではない。さらに、これらの会計基準だけを見ても、FASBおよびIASCとJWGとの間で、公正価値概念が微妙に異なっている。前二者は公正価値概念に購入時価を含んでいるのに対し、後者はそれを含んでいないからである。

このような状況の中で、公正価値を一般的にどのように解すべきであり、公正価値の本質は何かを解明することが、金融商品会計にとって重要な問題であると思われる。それと同時に、かかる本質および概念を有する公正価値が会計情報として有用であるか、および公正価値の変動がどのような会計的特質と機能を有しているのかを改めて考察する必要がある。これらの問題を解明することが、本節の課題である。

1 公正価値概念

スミス＝パールによれば、公正価値には2つの定義がある。第1の定義では、公正価値は資産の交換という概念を具体化したものであり、資産の交換条件を表したものである。したがって、それらの条件が変われば、公正価値も変わることになる。公正価値は、次の状況のもとで資産が取引されるときにの価額である [Smith and Parr, 2000, pp.155-156]。

- (1) 取引の当事者は、貨幣で資産を交換する目的で集まる（評価は貨幣によって行われる）。
- (2) 取引は、購入したいと考える者と販売したいと考える者との間でなされ、両者は交換する意思をもっている。
- (3) 取引は強制されるものではない。両者とも、相手もしくは状況によって取引を強制されるものではない。
- (4) 両者とも関連する事実についてすべて熟知している。両者とも、取引されるものの内容、資産の状態、歴史、可能な利用方法、負債などについて十分な知識を有している。
- (5) 両者は平等であり、取引は両者にとって公平に行われる。

公正価値の第2の定義は、公正価値は、保有することによって将来得ることのできる経済的便益の現在価値に等しいというものである。これは、近年公正価値概念にとってきわめて重要なものとなっており、実際の評価の過程でも、有用な指針となっている。

公正価値に関するこれら2つの定義は、本稿においてこれまで考察してきた各国の金融商品会計基準の考えにも合致しているように思われる。既述のように、FASBでは、公正価値は、「自発的な当事者間、すなわち強制または換金売却以外の当座の取引によって資産（もしくは負債）を買い（もしくは負い）または売る（もしくは決済する）ことのできる金額」である。また、IASBでは、公正価値は、「取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引により資産が交換され、または負債が決済される価額」である。これらは交換市場価格を意味しており、具体的には購入時価および売却時価にはほかならない。

ただ、これは、資産もしくは負債に対する価格を市場で入手することができる場合に限られる。この場合には、現在価値による測定を行う必要がなく、市場における現在価値に対する評価が、そのような価格の中にすでに織り込まれているからである。すなわち、この場合には、購入時価および売却時価の市場価格と現在価値が一致するので、現在価値で評価する必要がないのである。

しかし、客観的な価格を入手することができない場合には、価格をいくらに見積もるかを決めるうえで、現在価値による測定が利用可能な最適方法である。この場合には、市場価格を利用することはできず、現在価値が唯一の利用可能な評価基準となるからである。すなわち、この場合、現在価値が唯一の公正価値となるのであり、ここに、現在価値が公正価値概念において重要となる理由がある。

それでは、市場価格と現在価値のうちどちらが公正価値の一般概念であるかが問題となるが、このように見てくると、FASB等で公表されている見解とは異なり、公正価値の一般概念が現在価値であり、購入時価および売却時価は特殊概念であることが明らかとなる。資産もしくは負債の市場価格が存在する場合にも存在しない場合にも、現在価値が評価基準として共通に適用されるからである。市場価格が存在しない場合はもちろんのこと、市場価

格が存在する場合には、購入時価もしくは売却時価に現在価値が内在しているのである。

そして、これがさらに明確となるのが JWG にほかならない。JWG では、公正価値は、「企業が、通常の営業上の考慮を動機として行われる独立第三者間取引で、測定日において資産を売却したとすれば受け取ったであろう価格、または負債から解放されたとすれば支払ったであろう価格の見積額である」と定義されていた。これも交換市場価格を意味しているが、ここでの特徴は、それは具体的には売却時価であるということである。

公正価値として売却時価のみを採用する理由は、それが資産の定義と整合しているからであった。すなわち、資産とはそれから流入すると期待される経済的便益であり、売却時価は、測定日において当該資産から企業に流入すると期待される便益の価値に対する市場の見積りだからである。

しかし、ここでも、観察可能な売却時価を利用して公正価値を見積もることができない場合には、企業は、市場参加者が価格決定の際に考慮するであろう要因を織り込んだ評価技法を用いて公正価値を見積もらなければならない。その場合、現在価値法が公正価値を見積もるための技法開発の中心であった。現在価値がこの場合の公正価値に関する重要な評価基準であり、唯一の評価基準となるのである。

そして、売却時価と現在価値のうちどちらが公正価値の一般概念であるかという問題に関しては、ここでも、JWG の公式見解とは異なり、現在価値が公正価値の一般概念であり、売却時価は特殊概念であるということができる。というのは、JWG は売却時価を、それが市場において入手可能な場合にも、はじめから将来の経済的便益である資産概念と整合していると解しており、現在価値を評価基準の基礎にしているからである。また、売却時価が入手可能でないならば、現在価値が唯一の評価基準となるからである。

JWG では、売却時価は、既述のように、予想キャッシュ・フローの現在価値に対する市場参加者の集団的な見積りを表すものであり、その見積りは、

一般に将来キャッシュ・フローの金額，時期および不確実性，ならびに市場参加者が不確実性を負担することに対して請求できる金額を反映している。これを逆にいうならば，現在価値が売却時価の基礎であり，売却時価が入手できない場合も含めて，現在価値が公正価値の一般概念となるのである⁴⁾。

2 公正価値の情動的有用性

それでは，かかる概念を有する公正価値が会計情報として有用であるかどうかを，次に考察してみよう。その場合の判断基準を，IASCの「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」に求めることとする。

IASCによれば，財務諸表が情報利用者にとって有用となるためには，会計情報は，理解可能性，目的適合性，信頼性および比較可能性の4つの質的特性をもたなければならない。それらの内容は，次のとおりである [IASC, 1989, pars. 25-42]⁵⁾。

- (1) 理解可能性：財務諸表が提供する情報の重要な特性は，その情報が利用者にとって理解しやすいことである。この目的上，利用者は，事業，経済活動および会計に関して合理的な知識を有し，また合理的に勤勉な態度をもって情報を研究する意思を有すると仮定される。
- (2) 目的適合性：情報は，有用であるためには，意思決定のための利用者の要求に適合するものでなければならない。利用者が過去，現在もしくは将来の事象を評価し，または利用者の過去の評価を確認もしくは訂正するのに役立つことによって，利用者の経済的意思決定に影響を及ぼす場合に，目的適合性の特性を有する。
- (3) 信頼性：情報は，それが有用であるためには，信頼しうるものでなければならない。情報は，重大な誤謬および偏向が除去され，またそれが表現しようとするか，あるいは表示されることが合理的に期待される事実を忠実に表現したものとして利用者が信頼する場合に，信頼性の特性を有する。

- (4) 比較可能性：利用者は、企業の財政状態および業績の趨勢を明らかにするために、各期を通じて企業の財務諸表を比較できなければならない。また、利用者は他の企業の関連する財政状態、業績および財政状態の変動を評価するために、異なる企業の財務諸表とも比較できなければならない。

現在価値を基礎概念とする公正価値がこれらの特性を有しているか否かに関して、金融商品の公正価値はまず理解可能性の特性を有しているということが出来る。なぜならば、公正価値は市場において成立する価格、もしくは予想される将来キャッシュ・フロー見積額の現在価値であり、これらは市場という客観的な場を指向しているからである。これらの価格は、事業、経済活動および会計に関して合理的な知識を有し、また合理的に勤勉な態度をもって情報を研究する意思を有する利用者にとって、理解可能であると解される。

次に、目的適合性について、既述のように、公正価値は予測に関して他の測定値よりも良好な基礎を提供する。金融商品の公正価値は、予想キャッシュ・フローを同等のリスクに対する現在の市場収益率で割り引いた現在価値を表す。したがって、公正価値は、金融商品の公正価値がその市場金利で当該期間にわたって上昇するであろうという市場の予測を具体化したものである。その結果、投資者が金融商品の公正価値を知り、その重要な条件およびリスクに関する情報をもっていれば、その投資者は市場の予測を評価するための基本的な情報をもっていることになる。

その結果、公正価値は、資産の取得・売却または負債の発生・決済についての意思決定に加えて、資産を保有し続けたり、負債を負い続けたりするという経営者の意思決定の影響を反映する。すなわち、公正価値は、金融資産を購入、売却もしくは所有するか、または金融負債を負担、維持もしくは償還するかの意思決定を可能にする。それゆえ、公正価値は目的適合性の特性を有しているのである。

信頼性に関して、公正価値は、現在の経済情勢が金融商品に及ぼす影響に関する市場の評価を反映するものであり、公正価値の変動は、それらの経済情勢の変化が起きた時にその変化を反映する。これは、表示されることが合理的に期待される事実を忠実に表現したものであり、したがって公正価値は表現の忠実性を満たすことになる。これによって、公正価値は信頼性の特性を有しているといえることができる。

最後に、比較可能性であるが、既述のように、公正価値は市場を基礎とした概念なので、資産または負債の取引履歴、資産を保有しまたは負債を負っている特定の企業、将来における資産または負債の利用に影響を受けない。したがって、公正価値は、各期間を通じて同一企業内および企業間で首尾一貫した偏りのない測定値を表す。公正価値は予想将来キャッシュ・フローの現在価値の現時点での測定値なので、金融商品の公正価値は測定日がいつであっても比較可能である。それゆえ、公正価値は比較可能性の特性を有している。

このように、金融商品の公正価値は会計情報が有すべきすべての特性を備えており、したがって、公正価値の会計情報は利用者にとって有用であるといえるのである。これはさらに、金融商品の保有目的によって評価基準を変えるべきではなく、すべての金融商品に対し公正価値を適用して会計情報を提供すべきであるということの意味している。

3 公正価値変動の会計的特質と機能

最後に、かかる公正価値の変動がどのような会計的特質を有しているのかを改めて考察してみよう。これは具体的には、公正価値の評価差額が本質的に利益であるかどうかという問題であり、利益であるとすれば、どのような性質の利益であるのかという問題である。これを解明するためには、利益の本質から明らかにしなければならない。

本来、利益とは、企業の1期間における純資産（資本）の増加分であり、

期末資本の期首資本に対する増加額である。これを資本維持の観点から述べると、利益とは、期末資本のうち期首資本を維持した後の超過額であるといえることができる。

この利益概念を金融商品に当てはめてみると、金融商品の利益は1期間におけるその公正価値の増加分であり、これは公正価値の評価差額であるので、その意味で、公正価値の変動は本質的に利益であるといえることができる。そして、資本維持の観点から、金融商品における公正価値の評価差額はその期首資本を維持した後の超過額であり、この点からも利益であると解することができる。したがって、利益の本質観からすると、金融商品の保有目的に関係なく、その公正価値の評価差額はすべて利益なのである。

問題は、かかる利益がどのような会計的特質を有しているかであるが、ここで重要となるのが公正価値概念である。上述したように、公正価値の本質は将来キャッシュ・フローの割引現在価値であり、金融商品は期首および期末においてこの現在価値で測定されることになる。したがって、金融商品の利益はその期末現在価値と期首現在価値との差額として測定され、現在価値は金融商品の将来の収益力を表しているところから、それは金融商品の収益力を維持した後の超過額ということになる。

これは本来「経済的利益」であり、さらに、金融商品のもつ収益力を維持した成果資本維持による利益にはかならない。この利益を「成果経済的利益」と名付けるならば、金融商品における公正価値変動の特質は、成果経済的利益であるといえるのである。これは、筆者の用語でいうならば、資産の評価基準として現在価値を用い、測定単位として貨幣収益力単位を適用した利益概念であり、まさに金融商品会計の本質に適合した利益概念である。

それでは、かかる利益概念を有する公正価値利益の認識は、情報利用者に対してどのような機能を果たしているのであろうか。これに関して、金融商品の公正価値利益は、JWGが述べているように、(1)将来における企業の現

金生成能力を予測し、(2)利益発生原因の分析を可能とし、(3)経営者の受託責任および説明責任を果たしているといえることができる。その要点を再述すれば、次のようになる。

- (1) 金融商品における公正価値利益の構成要素は期首と期末における金融商品の公正価値であり、その本質は将来キャッシュ・フローの割引現在価値であった。そして、この現在価値たる公正価値は将来における企業の現金生成能力を予測することができる。したがって、この公正価値変動である公正価値利益は、市場の予測を評価するための基本的な情報を提供し、将来における正味の現金生成能力の予測を可能にする。これによって、情報利用者の意思決定を促進することになる。
- (2) 公正価値利益は、事象が発生した時に当該事象が公正価値に与える影響を反映することによって、利益発生原因の分析を可能にする。すなわち、経済状況の変化を、それがたまたま実現した時ではなく、発生した時に損益計算書への影響を認識することにより、経済的原因および損益計算書への影響を分析することが可能になる。
- (3) 経営者の受託責任および説明責任に関して、損益が発生時に利益として認識することは、経営者の業績の説明責任と評価を容易にする。こうした損益を、後で実現させた別の経営者に帰属させるのではなく、発生時の経営者に帰属させるからである。公正価値利益は、金融資産および金融負債を保有し引き受けるという意思決定の損益計算書への影響について、経営者に責任をもたせることになる。

これらを要約すれば、公正価値の変動としての公正価値利益は、情報利用者の意思決定を促進し、経営者の業績評価を遂行するといえることができる。これが金融商品において公正価値利益を認識することの目的であり、公正価値利益はこの目的に対して機能しているのである。

V む す び

以上、本稿では、各国の金融商品会計基準および公開草案を題材として、金融商品会計における公正価値概念、公正価値の情動的有用性および公正価値変動の会計的特質と機能を解明してきた。そこでの結論をまとめて示せば、次のようになる。

- (1) 公正価値の一般概念は現在価値であり、購入時価および売却時価は特殊概念である。
- (2) かかる公正価値は、理解可能性、目的適合性、信頼性および比較可能性という、会計情報が有すべきすべての質的特性を備えており、したがって、公正価値の情報は利用者にとって有用である。
- (3) 公正価値の変動は本質的に利益であり、その特質は、金融商品のもつ収益力を維持する成果経済的利益である。
- (4) かかる公正価値利益の機能は、将来における企業の現金生成能力を予測し、利益発生原因の分析を可能とし、経営者の受託責任および説明責任を果たすことによって、情報利用者の意思決定を促進し、経営者の業績評価を行うことである。

これらが本稿における金融商品会計の結論であるが、ここで最も重要なことは、公正価値概念の本質は現在価値であるということである。これまでの公正価値概念の解釈は、売却時価、購入時価および現在価値を含んだ混合概念であるか、売却時価を前面に押し出す概念であった。これらの解釈では、公正価値を統一的に理解することができないか、もしくは公正価値ですべての状況を説明することができない。現在価値としての公正価値概念のみが、それらを可能とするのである。

と同時に、この公正価値概念でなければ、「金融商品の公正価値の増加は、現時点の企業の収益率を稼得するために金融資産に投資されている資本の価値を維持しながら所有者に分配できる金額を表しているという重要な意味

で、利益である」という命題は成立しない。売却時価概念では、収益力維持（成果資本維持）は計算構造的に成り立たないからである。この意味でも、現在価値は公正価値の一般概念であるということができるのである。

ところで、これらの結論をよく見てみると、もう1つの重要なことが内在していることに気づく。それは、これらは金融商品会計に対する結論であるが、それらは金融商品会計のみならず、会計の一般的な原理となりうるということである。近年、会計の世界的な動向は時価会計であるが、それらは具体的には公正価値会計であり、その統一的な説明に本稿の結論が適用できると思われるのである。

さらにいうならば、現在の公正価値会計は資産および負債の一部にのみ適用される部分的公正価値会計であるが、その範囲は徐々に広がる傾向にある。将来、全面的公正価値会計が実現するかどうかは定かではないが、そのような状況が到来するならば、やはり本稿の結論が会計の統一的な説明原理として妥当すると期待される。その意味で、本稿は全面的公正価値会計の序説であり、会計の一般理論の序説である。

[注]

- 1) ここで、基礎値とは、特定の利率、証券価格、市況商品価格、外国為替レート、価格もしくは比率の指数または他の変数をいう。基礎値は、ある資産または負債の価格または比率でありうるが、それ自体、資産または負債ではない。想定量とは、通貨単位、株、体積単位、重量単位または他の単位で、契約で特定された数をいう。デリバティブの想定量による決済は、想定量と基礎値の相互作用により決定される。当該相互作用は単純な掛け算の場合もあるし、または、レバレッジ要素または他の定数の付いた算定式を伴う場合もある。支払条項とは、基礎値が特定の動きをした場合に行うべき一定のまたは算定可能な決済を明示している [SFAS133, 1998, par7]。
- 2) ここで、包括利益とは、出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる営利企業の持分（純資産）の変動である。包括利益は、出資者による投資および出資者への分配から生じるもの以外の、1期間における持分のすべての変動を含む [SFAC6, 1985, par.70]。この包括利益は純利益とその他の包括利益とに区分され、その

他の包括利益に含まれる項目は、その性質に基づいて分類しなければならない。例えば、現行の会計基準のもとでは、その他の包括利益は外貨項目、最小年金負債調整、および特定の負債証券および持分証券への投資に係る未実現損益に分類しなければならないと規定されている〔SFAS130,1997, pars.15,17〕。さらに、その他の包括利益における1期間の合計金額は、会計期間末に、貸借対照表において留保利益および追加払込資本とは区別して表示される資本の部の項目に振り替えなければならない。そのような資本の部の項目に対しては、「その他の包括利益累積残高」などの明瞭な名称を用いなければならない〔SFAS130,1997, par.26〕。なお、その他の包括利益に計上された未実現損益がその後実現したならば、それは実現した年度の純利益に含まれることになるが、利益の二重計上を避けるために、その未実現損益を当該年度にその他の包括利益から控除しなければならない。これがいわゆる「リサイクル」と呼ばれるものである。

- 3) JWGによれば、予想キャッシュ・フローの現在価値は、「割引率調整アプローチ」または「キャッシュ・フロー調整アプローチ」を用いて見積もることができる。割引率調整アプローチでは、契約上のキャッシュ・フローの流利が現在価値計算の基礎を形成し、それらのキャッシュ・フローの割引に用いられる利率は、キャッシュ・フローの不確実性を反映する。キャッシュ・フロー調整アプローチでは、金融商品の予想キャッシュ・フローが、時期と金額の不確実性を反映する。すなわち、発生の確率にしたがって加重され、それらのキャッシュ・フローの不確実性に関連する分散不能なリスクに対する市場の評価を反映するように修正される。JWGは、この2つのアプローチのうちどちらを用いるべきかを規定していない。また、あるリスクをキャッシュ・フローに反映させ、他のリスクを割引率に反映させるというように、両者を併用することも禁止していない〔JWG,2000, pars.348,350〕。周知のように、FASBはキャッシュ・フロー調整アプローチを採用しており、両者のアプローチを認めていることがJWGの大きな特徴である。
- 4) この公正価値としての現在価値は、資産または負債のなんらかの客観的な測定属性を表現したものであり、資産または負債を特定の実体ごとに把握する「使用価値」とは異なることに注意しなければならない。そして、公正価値はあくまでも現在価値であり、使用価値ではないことに留意する必要がある。公正価値は基本的に市場指向的概念であり、これには現在価値は適合するけれども、使用価値は適合しないからである。この意味で、現在価値の唯一の目的は公正価値を見積もることにある。現在価値は、もし市場価格すなわち公正価値が存在するならば、市場価格を構成するであろう諸要素を相対的に把握しようとするものである。

このことを、JWG は次のように述べている。「JWG は金融商品の測定に関して使用価値を受け入れていない。使用価値は、市場価値が入手可能なときでも内部の見積りと仮定に依存するものであり、企業間で比較可能ではないからである。経営者は、金融商品の売却時価を見積もる際に、同一または類似の商品に関して観察可能な市場価格が存在しない場合には、自らの仮定を使用しなければならない場合もあろう。しかし、その目的は、市場関係者が利用するであろう仮定を複製することである。これに対し、使用価値の目的は、現在価値その他の評価技法を、キャッシュ・フロー、市況および他の不確実性に関する経営者の予測に基づいて適用することである。JWG の考えでは、金融商品の業績を測定するための基準は、経営者の予測ではなく、市場の予測でなければならない。」[JWG, 2000, par.4.9]

- 5) 同様に、FASB は、会計情報が財務諸表利用者の意思決定にとって有用となるためには、目的適合性と信頼性の特性を有していなければならない、そのためにはさらに次のような特性を満たさなければならないとしている。すなわち、「情報が目的に適合するためには、当該情報は適時性をもたなければならない、また、予測価値もしくはフィードバック価値のいずれか、またはその両者をもたなければならない。情報が信頼しうるものであるためには、当該情報は表現の忠実性を兼ね備えていなければならない、同時に検証可能かつ中立的なものでなければならない。首尾一貫性をはじめ比較可能性は、情報の有用性を高めるために目的適合性および信頼性の2つに関連する副次的な特性である。」[FASB, 1980, summary] これらの特性は、IASC のそれとほぼ同じであると解することができ、これを判断基準として考察することもできるが、ここでは後述する JWG との関係で、IASC の会計情報特性を用いることにする。

<参 考 文 献>

- AAA Financial Accounting Standards Committee, Response to the FASB Preliminary Views: Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value, *Accounting Horizons*, Vol.14 No.4, December 2000, pp.501-508.
- Barth, M. and W. Landsman, Commentary: Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Vol.9 No.4, December 1995, pp.97-107.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.2, *Qualitative Characteristics of Accounting Information*, FASB, 1980 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社, 2002年).

- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB, 1984 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社, 2002年).
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, FASB, 1985 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社, 2002年).
- FASB, Statement of Financial Standards No. 107: *Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, FASB, 1991.
- FASB, Statement of Financial Standards No. 115: *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, FASB, 1993.
- FASB, Statement of Financial Standards No. 125: *Accounting for Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities*, FASB, 1996.
- FASB, Statement of Financial Standards No. 130: *Reporting Comprehensive Income*, FASB, 1997.
- FASB, Statement of Financial Standards No. 133: *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, FASB, 1998.
- FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, FASB, 2000 (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社, 2002年).
- IASC, *Framework for the Presentation of Financial Statements*, IASC, 1989 (日本公認会計士協会訳『国際会計基準書2001』同文館, 2001年).
- IASC, Discussion Paper, *Accounting for Financial Assets and Financial Liabilities*, 1997(日本公認会計士協会訳『金融資産及び金融負債の会計処理』).
- IASC, International Accounting Standard 32, *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, IASC, revised 1998 (日本公認会計士協会訳『国際会計基準書2001』同文館, 2001年).
- IASC, International Accounting Standard 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*, IASC, revised 2000 (日本公認会計士協会訳『国際会計基準書2001』同文館, 2001年).
- Joint Working Group of Standard Setters, *Financial Instruments and Similar Items*, IASC, 2000 (日本公認会計士協会訳『金融商品及び類似項目』).
- 企業会計審議会『金融商品に係る会計基準』1999年。

古賀智敏「金融商品と公正価値会計」『会計』第157巻第1号，2000年1月，18-36頁。

古賀智敏「金融商品と包括的公正価値会計」『企業会計』第53巻第6号，2001年6月，58-65頁。

古賀智敏編著『ファイナンス型会計の探求』中央経済社，2003年。

Smith, G. V. and R. L. Parr, *Valuation of Intellectual Property and Intangible Assets*, 3rd edition, John Wiley & Sons, Inc., 2000.

武田隆二「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号，2001年1月，4-10頁。

武田隆二『最新財務諸表論 第9版』中央経済社，2003年。